

「行政なんでも相談所」を開設します！

—10月17日（月）～23日（日）は行政相談週間です—

行政なんでも相談所では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が以下のようなご相談を受け付けています。

- 亡くなった祖父名義の土地があるが、名義変更の手続はどこに相談すればいいの？
- 生活に困窮している場合、どのような支援を受けられるのか知りたい。
- 道路に大きな段差があり、通行するときに危険なので補修してほしい。
- 困っていることがあるが、どこに相談すればよいか分からない。

このほか、困ったことや聞きたいことがある方は、小さなことでもお気軽にご相談ください。ご相談は無料で、秘密は守ります。
なお、予約不要の先着順です。

日 時： 10月17日（月）10時～15時

場 所： 有田市役所 3階 第1会議室（※都合により変更の場合あり）

対応者： 有田市担当行政相談委員
（石井 志通男 委員、吉川 かよ子 委員）
総務省行政相談センターきくみみ和歌山職員



行政相談のマスコット
「キクーン」

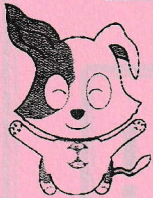
- ★ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や手指消毒等にご協力ください。
- ★ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止・変更させていただく場合があります。ご相談を希望される場合は、事前にお問い合わせください。

◇ 相談所について

お問合せ先： 有田市役所 市民福祉部 市民課 ☎0737-83-1111

◇ 行政相談制度・行政相談委員について

総務省行政相談センターきくみみ和歌山 ☎073-431-8221



困ったら一人で悩まず行政相談！



Q 行政相談とは？

A 総務省の行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。年間約 12 万件の相談を受け付けています。

Q 行政相談の窓口はどこにあるの？

A 都道府県庁所在地等に設置されている総務省行政相談センター(全国 50 か所。和歌山県内には「総務省行政相談センターきくみみ和歌山」が設置されています。)でご相談いただけます。

ご相談は、電話(行政苦情 110 番:0570-090110)のほか、インターネット・来訪・手紙・FAX でも受け付けています。

また、あなたの街の行政相談委員(全国に約 5,000 人、和歌山県内に 61 人(各市町村に 1 名以上)が配置されています。)にもご相談いただけます。

Q 行政相談委員とは？

A 総務大臣が委嘱した民間有識者であり、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。



Q 有田市担当の行政相談委員には、どこで相談できるの？

A 行政相談委員は、毎月、相談所を開設していますので、お気軽にご相談ください。



【有田市担当行政相談委員による相談所】

日 時：原則 毎月第 2 木曜日 13 時 30 分 ~ 16 時

場 所：有田市民会館 楽屋 A

石井 志通男 委員、吉川 かよ子 委員がご相談をお聞きします。

無 料
秘密厳守

詳しくは、行政相談

<きくみみ和歌山HPはこちら>



みかんの里で楽しむもう障がい者アートの世界

第4回

有田市障害者美術展
記念講演 **入場無料**
手話通訳あり

| 演題 | 生きてるだけで100点満点!

| 講師 | 奥山 佳恵 氏 (俳優)

<日時>

令和4年

11月20日(日)

13時30分～15時 [開場13時]

<整理券配付>

10月11日(火)～

有田市役所 福祉課 /
有田市民会館

<会場>

有田市民会館 大ホール

奥山 佳恵 (おくやま よしえ)

1992年俳優としてデビュー。以後、ドラマ・バラエティ番組など幅広く活動。

2015年ダウン症を持つ次男の「育児日記」を公開したエッセイ『生きてるだけで100点満点!』を発刊。

「ダウン症の次男を迎えての家族の日々などを伝えることでダウン症への理解を深めてほしい」と語る。

『有田市シェイクアウト訓練』

～ 南海トラフ地震に備えて ～

シェイクアウト訓練 身を守る3つの動作！



DROP!

まず低く



COVER!

頭を守り



HOLD ON!

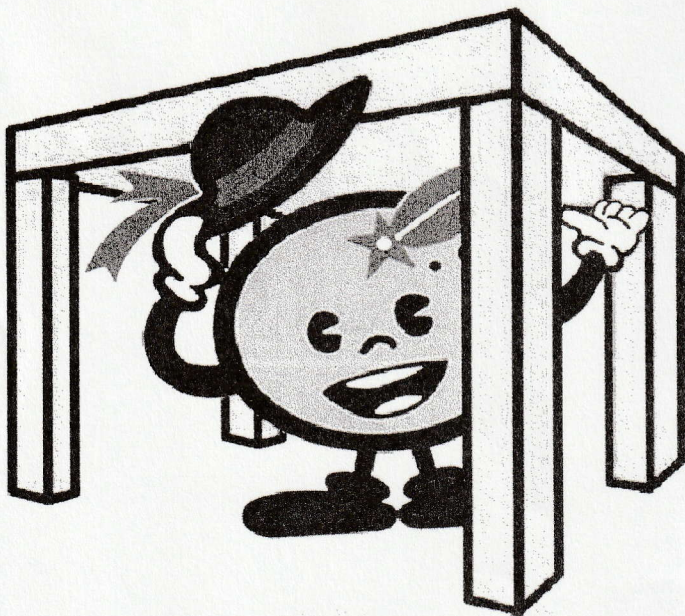
動かない

(1分程度)

参加しよう!!! 1分間の安全確保行動

令和4年 **11**月 **2**日(水) 午前10時

※ 防災行政無線による緊急地震速報のテスト放送が流れます。それにあわせて、ご家庭や職場などあなたがいる場所で、1分間程度の安全確保行動を行ってください。(訓練終了合図はありません)



～ シェイクアウト訓練とは ～

アメリカをはじめ世界に広まっている防災訓練です。

地震が起こったとき、家具の転倒・落下物によって人的被害が発生しており、まず自分の身を守ることが最も重要です。

この訓練は、素早く3つの安全行動がとれるようその場で自主的に行うものです。

問合せ／有田市役所 防災安全課 (☎ 22-3721)

令和4年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…

★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など

～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

補助金
上限80万円

■ 申請受付期間 : **現在受付中** (令和5年1月31日まで) 【土日祝は除く】

■ 申請受付場所 : **有田市役所3階 都市整備課 公共建築係**

■ 募集予定棟数 : **33棟程度** (令和4年9月16日時点)

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅(2分の1以上が居住の用に供されていたもの)、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上(市担当者の現地調査による) など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者(申請者)

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
 - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法の『特定空家等』に指定されると、本補助金だけでなく、固定資産税の住宅用地の特例制度も適用対象外となります。

まずは、
現地調査から！

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係 (市役所3階)

電話：0737-22-3619 (直通)



◇ 補助金交付申請等の流れ ◇

申請者

有田市

1. 空き家現地調査依頼

空き家現地調査 (要立会・代理人可)

除却補助金対象外 (終了)

- 不良度の評点が60未満…
- 不良度の評点が60以上…

2. 認定申請

書類確認・内容審査

【提出書類】

- 空家認定申請書【様式第1号】
- 認定を受けようとする建築物の付近見取図
- 所有者を特定できる書類
 - ・ 登記事項証明書 (建物・土地・公図)
 - (登記が無い場合) 固定資産課税台帳登録事項証明書 (評価証明書)
 - ・ (必要に応じ) 戸籍謄本、住民票、抵当権利者の同意など
- その他

書類不備等により認められない…
★ 不認定通知書

審査の結果不良空家等に認定できる…
★ 認定通知書

3. 空家除却補助金交付申請

書類確認・内容審査

【提出書類】

- 空家除却補助金交付申請書【様式第4号】
- 除却工事実施計画書【様式第5号】
- 工事見積書 (明細) の写し
- 解体業者の建設業許可証又は解体工事業登録の届出の写し
建設業：土木工事業、建築工事業、解体工事業
- 補助対象空家の配置図・平面図
- 補助対象空家の外観写真
- 確約書【様式第6号】
- 除却工事施工同意書【様式第7号】 (所有者の同意書)
- 不良空家等認定通知書の写し
- 証明書 (空き家の期間を証明する者は自治会長又は近隣)
- 空家除却補助金代理受領利用予定届出書【様式第17号の2】 (代理受領を利用する場合)
- その他

書類不備等により申請が認められない…
★ 補助金不交付決定通知書

申請内容を確認し適正と認めた…
★ 補助金交付決定通知書

工事契約・工事着手

※ 工事着手前に『建築物除却届』、『建設リサイクル法の届出』の受付後の写しを市担当者へ提出すること

除却工事完了

4. 工事完了報告・交付請求

書類確認・内容審査・現地確認

【提出書類】 (工事完了報告書の提出：令和5年2月28日まで)

- 空家除却補助金工事完了報告書【様式第14号】
 - 工事請負契約書の写し
 - 請求書及び明細書の写し、領収書の写し
 - 工事状況写真 (着工前・解体工事中・撤去後)
 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票の写し
 - 工事完了証明書【様式第15号】
 - 除却補助金交付請求書【様式第17号】
 - 空家除却補助金代理受領利用届出書【様式第17号の5】
 - 空家除却補助金代理受領利用委任状【様式第17号の6】
 - その他
- (代理受領を利用する場合)

書類確認・審査・現地確認完了後…
★ 補助金確定通知書

指定口座にお振込み

(約1ヵ月後)